



産業はなかなか難しかろうというようなものまで、またいろいろ考えられる可能性が出てくるんではなかろうかということが一つありますし、また企業内、団体内におきましては、インターネットの普及によって意思決定プロセスが変化して、当然これに伴う組織の変革もできるのではなかろうか。あるいは地方自治体でいいますれば、情報を瞬時に集められるわけですから、できるだけ集めて、それを活用して意思決定ができることが地方分権の実質的な推進にもつながってくると、こういうふうに思いますし、また個人のいろいろな社会参加も双方向になりますれば個人の方からも情報発信能力が出るわけありますから、そういうことも飛躍的に変わってくるんではなかろうかと。社会生活のあり方も変わってくる。個人の意識もしたがって変わってくる。社会経済構造改革がこれによって、IT化によって急速に展開するんではなかろうかと、こう思っておりますけれども、また同時に、こういうことが急速に進むことによつて、やっぱり人と人との触れ合いだとか心の交流だとか、そういうことの面でいろんな悪い影響を含めて出てくるのかなと。

きょうも実は八時四十五分から官邸でＩＴ戦略本部がありまして、いろんな民間の委員さんを含めていろいろ議論いたしまして、いずれにせよe—Japanの二〇〇二プログラムをつくらうということございまして、これは年次目標にならんでしょうけれども、私はそういう中で広く有識者の意見を、いろんな意見が出ておりましたけれども、まとめ、あるべき方向に持っていくべきではなかろうかと。

戦略本部の副本部長をさせていただいておりますので、そういうことの中で今のe—Japan戦略あるいはアクションプラン、あるいはその他いろいろな計画を踏まえて、今後ともいい方向に、ＩＴ社会を本当に革命になるような、社会経済活動に影響を与えるようないい方向に持っていくように今後とも努力いたしたいと、こう思つておりますので、御指導をよろしくお願ひいたします。

○浅尾慶一郎君 私もＩＴ革命のいろんな人類社会に対するプラス面ということはまさにそのとおりだらうなと思っておりますが、今、大臣が言わされましたように、革命と言う限りにおいては、また今の御答弁の中にもありますけれども、いろんなマイナス面ということも考えられるだらうと。翻つて、産業革命というときの例えばイギリスを例にとって考えてみると、農地の囲い込みと相まって、一部、失業者というか、非常に短期的には失業されたり困窮されたりする方が出てこられたこともありますがあつたんではないだらうかなと思つております。

じゃ、これがＩＴ革命の場合どういうことが想像できるか。いろいろるる言われておりますけれども、例えば取引の電子商取引、BツーBということがますます発展をいたしてまいりますと、今までそこに事務的に携わっておられたいろいろな方、いわゆるホワイトカラーの方が、特にＩＴ革命においては短期的にはその仕事が要らなくなつてしまつ、だから効率がよくなるんだということなんだと思いますが、そういったようなこと

についてどういう認識を持っておられるのか、あるいは対策としてどういうことが考えられるのか。私は職がなくなることそのものは否定しておりませんけれども、ある程度代替というものがあつた方がいいのかなということも考えておりますので、その点、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 今言いましたように、IT革命と言われるぐらい革命的な効果が産業構造その他、雇用形態等にあらわれることは十分予想されるところでありますて、やはりそういう意味では、今失業率が四・八になりました。中を見ますと、やっぱり建設業だと製造業も一部落ちておりますけれども、そういうところがだんだん減ってきて、ふえているのはサービスですね。サービスの中ではやっぱり情報通信関係なんですよね、ちょっとスピードは落ちていますけれども。そういう意味では、私はこの情報通信産業関係は雇用吸収力はかなりあると思います。ただ、それじゃ今回こうおる人を、建設業や不動産関係におる人を、それをこっちに持つてこれるかというと、これはなかなか持つてこれませんね。そこで、雇用転換のための職業訓練、技能訓練、そういうことをやるとともに、その期間のセーフティーネットというの、これは雇用保険になるのか何かわかりませんが、こういうことの手当では同時にすべきじゃなかろうかと。

そういう議論は確かにありまして、IT戦略本部の中でもそういうことも場合によっては検討も含めて考えるべきではなかろうかと、こう思いますが、しかし基本的にはやっぱりこれが景気回復、日本の産業進展の原動力、ここになることは間違いない、雇用も相当吸収されることは間違いないので、今は外側が中心になっていますけれども、私はこれからはコンテンツ、中身の育成や流通や、そういうことに人がかなり要ってくる、雇用がかなり必要になると。そういうことのスマートな転換をどういう形で計画的にやるかといふことが大きな課題だろうと認識いたしております。

○浅尾慶一郎君 今、中身、コンテンツというお話をいただきました。私もそうだと思っておりました。

そのことを伺う前に、先ほどもう一つ、個人の意識についても大きな変化があり得るんだろうと。それもそ�だらうと思っておりますが、例えば政治の世界に我々おるわけでありますけれども、これからＩＴ革命がますます進展するに当たって、インターネットであるいは今おっしゃいました第四世代の携帯電話で動画が見れるようになると、こうした国会中継もただでそういうふうに流すところもあるいは出てくるかもしない。そうすること私が非常に政治の活性化にもつながるし、それから、今まででは議員を通して国会の審議に参加していたというものが、ある面、横というか、実際の審議に参加するわけではないでしようけれども、横で行われている審議についてリアルタイムで賛否が言われるようになつてくるという可能性もあるんじゃないかなと思っております。

そういう点について、ちょっと漠然とした質問で大変恐縮でありますけれども、個人の意識、今政治面だけに当てましたけれども、もう少し詳しく、言っておられた変化というものに対してもプラス面あるいはマイナス面があればお聞かせいただければと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 今、委員が言われるように、これから双方で参加でございますから、しかもいろんな多様なチャンネルがふえると思思いますので、政治がもつと国民に近いものになると思いますね。同時に、直接参加できるようになります。

〔委員長退席、理事海老原義彦君着席〕

ぜひ、それは私は正しい方向だと思いますので促進すべきだと思ひますし、今私は総務省の中で言っておりますのは、今の選挙運動のあり方、このあり方もインターネット時代にふさわしいものに検討してほしいと。例えば、ホームページは今

の今までいくとこれは違反になるんですね。あるものをそのまま変えなければやむを得ないみたいな解釈じゃなくて、どうやって位置づけていくとか、メールを含めて、インターネットそのものの利用も含めてこういうことをもっと本気で検討してほしい、いつまでも選挙公報やビラやはがきの時代じゃないよ、こういうことを申し上げているので、こういう面からもささらに検討を進めたい、こういうふうに思つております。

私は、個人から言うと、これからテレビはデジタルになるわけです。テレビの後はラジオもなるでしょう。そうなると、見たい番組がいつでも見れるようになりますし、よくこれはコマーシャルなんかでありますけれども、外から携帯電話でふるを何時にセットするとか洗濯機を動かすとか、そういうことも全部できるようになるとこれは便利だな、こういうふうに思いますし、去年、中国に行きましたが一番喜ばれたのは、中国の方がODAで喜んでおるのは医療補助ですよね。それは、要するに何でというと、僻地や何かの遠隔医療ができるようになるというので、かなりきつちり。私は、これは医療だけじゃありません、介護だって同じだと思いますし、それから教育というんでしょうか、研修というんでしようか、そういうこともインターネット等を活用していくんなことができるようになります。

商取引は委員も言われたとおりでございますし、それから、一番きょうも議論になりましたのは、国民にとって便利なのは、在宅で届け出や申請がインターネット等でオンラインでできる、しかもワンストップサービスで一ヵ所に申請を出せば三十カ所に全部つながって、これが一番国民にとっては身近でありがたいことだらうと。きょうもそういう意見が出ましたので、これは二〇〇三年までにということで今努力いたしておりますので、しっかりと地方自治体を含めて電子政府、電子自治体の推進を図つてまいりたいと、こういうふうに思つております。

○浅尾慶一郎君 今、大臣が言われました選挙についてもぜひそういう方向で進めていただきたい、こういうふうに思つておりますし、今いろいろな話もぜひ早急に進められればいいなというふうに思つます。

〔理事事海老原義彦君退席、委員長着席〕

そこで、先ほどちょっととコンテンツの話も出ました。コンテンツの話で、「これからインターネット放送というものがもともと発展をしてきました」と

おいては問題があるんだけれども海外においては問題がないようなものが、基本的にはそんなにならんかでありますけれども、多少はあろうかなと思つておりますが、そうしたことについて、これはインターネットの仕組みからして基本的に規制がかけられないと思うわけですが、これから二〇一〇年までに向かって、そうした何といふか、海外からの余り国民生活上望ましくないものについて、なおかつ国内において規制がかかっておりませんが、これから何といふかなど。

今申し上げたように、規制は技術的にはまず無理だと思いますけれども、その辺のお考えを伺わせていただければと思います。

○副大臣(小坂憲次君)

浅尾委員が御指摘のよう

に、海外に置かれたホームページあるいはサイトからいろんなものがダウンロードされてくる。その中には金銭的な価値のあるいわゆる関税をかけなきやいけないようなもの、またおっしゃったような社会的に有害な情報等もあるわけでございまして、現在、まだインターネットの接続環境が必要しも高速ブロードバンドと言われるようなものじゃなくてまだ脆弱な部分がありますので、そういうふうに考えたらいののかということについて、もう少し詳しくお話しただければと思います。

○副大臣(小坂憲次君) これは、ブロードバンドが進むに従つて、ブロードバンドを進める上でも大するに従つてその影響力も増してくるわけですが、それがインターネットがどのよくなコンテンツがその中を通つてくるかということがその普及のかぎになつていくわけでござりますので、これは鶏卵の関係にあると思うんですね。しかし一方で、

今御指摘のよう、CD一枚分のコンテンツといつてもぜひそういう方向で進めていただきたい、こういった両面において引き続き検討を進めておりまして、問題意識は大変強く持っておりますが、今御指摘のように、今直ちにどうやって具体的規制をするかという点についてなかなか困難なものであるという認識でござります。

○浅尾慶一郎君 今、大臣が言われました選挙に

に対応できるのか、また技術面で例えば有害情報をシャットアウトするようなことがどのような形でできるのか、こういった両面において引き続き検討を進めておりまして、問題意識は大変強く持っておりますが、今御指摘のように、今直ちにどうやって具体的規制をするかという点についてどうやら本当に確実に払つてもらえるのかどうかというその枠組みも問題になつてまいります。

○浅尾慶一郎君 今御指摘いただきました有害情

報についてはまさにそのとおりだと思いますが、もう一つ難しいのは、今まにお話がありましたが、コンテンツをダウンロードしたときに、特に消費税その他、国によって税制が違うわけでありまして、何というか、国際間の取り決めというものができないとなかなか難しいだろうな。特にこの点について、もしあわかりであれば多少御教示いただきたいのであります。

米国は基本的に、クリントン大統領のときには

ネット取引は課税をしない方向でそれを進めようというような話があつたかというふうに記憶をいたしておりますが、まさに日本が二〇一〇年、あるいはいつになるのかは別として、超高速のインターネット環境で常時接続、廉価と、しかもダウンロードがすぐできるといったようなとき、例えば音楽とかあるいは映画、ビデオ等といったようなものが、もちろん対価は払うんですけども、そこに消費税が発生しないといったようなことともあろうかと思います。あるいは、物の移動を伴うものについてはこれは関税といふことで途中でとめられるのかもしれません、その伴わぬふうに考えたらいののかということについて、もう少し詳しくお話しただければと思います。

○副大臣(小坂憲次君) これは、ブロードバンドが進むに従つて、ブロードバンドを進める上でもこれはコンテンツが、どのようなコンテンツがその後の影響力も増してくるわけですが、それが何といふか、それが映画のようなものになつてくるというふうな認識のもとに作業を進めています。そういう御報告をさせていただきたいと思います。

○浅尾慶一郎君 それでは、質問通告をさせてい

ただいております二番目の項目にならうかと思いま

ますが、二〇一〇年の我が国の社会生活が現段階

で、大臣が先ほどちょっとお話しただきました

けれども、どういう形に変わつているんだろうか

というようなことを想像できるような形で、イン

ターネット社会の発展に伴つて、ブロードバンド

の発展に伴つて変わるのかということを少しお話  
しいただけないかなと思います。

私は少し誤解しておったのかもしれませんが、先ほど選挙の、政治のところでお答え申し上げましたが、やっぱり一ト革命の恩恵を隅々まで啓蒙して国民の方が利用できるようにならなければなりませんね。

だから、そういう意味でも別の観点から、私は今ＩＴ講師を大車輪で五百五十万を対象にやっておりますが、これをやりり放しでいいのかなど個人的にも考えておりまして、やっぱりそのフォローをどう考えるかですね。リーダーといいますか、そういうことの講師の養成を含めてこれも課題だなと思っておりますので、またひとつよろしくお願いいたします。

○浅尾慶一郎君 次に、いろいろと可能性がある分野である、しかし同時に、特にブロードバンドの普及にはさまざまな阻害要因というか、そうしたようなものが考えられると思いますが、それに対する対応としてどういうふうに考えたらいいんだろうかということに関して幾つか伺わせていただきたいと思ひます。

まず第一に、ブラックファイバーというんで  
しようか、我が国にはさまざまな光ファイバー網  
が私はこれは諸外国と比べても遜色がないぐら  
い全国にかなり引かれているのではないかなど。例  
えば、国土交通省所管になるのかもしれません  
が、下水道等にも光ファイバーが引かれておる。  
しかしながら、これが何というか、情報伝達の容  
量としてはかなりのものを持ってるんでしきう  
けれども、それが情報伝達、プロードバンドのた  
めに余り使われていないのではないかという現実  
があろうかと思いますが、この点、開放のために  
どういう制度をとつておられるのか、あるいは、  
しかしながら、それがなぜ普及していないのかと  
いうようなことについてお話ししただけないで  
しょうか。

○副大臣(小坂憲次君) プロードバンドの普及を促進する上で問題となる点は幾つかあると思っております。

うような呼び方もあると思いますが、ダークファンキーとも呼ばれておりまして、丸ごと、心線袋などという呼び方もあります。そういういつき形で

とが究極の利用環境整備だ、こう思つております。

現在、日本のインターネット接続料も、NTT

東西を例にとりますと、平成十一年十一月に月額八千円でISDNによります定額の料金サービスを始めましたけれども、本年三月からはこれが三千六百円に引き下がっている。また、より高速のサービスということで、いわゆる今おっしゃった

音声通話の上にかぶさって、より高速な技術でありますDSLという、デジタル・サブスクライバー・ラインを利用するサービスというものも、

本年一月から月額五千百円というものであつたも

年七月からはさらに値下げを行うということが決まりました。

う既に発表されております。

こういった金額を米国、例えばニューヨークの同様のサービスに比較いたしまして、ニューヨー

クは従来五千円であつたものが六千円に最近値上

がりしているという環境にありますので、外国との比較において、この経験はないノーバン二日云々など二

の比較においても遜色のないレベルは日本は来ていましたし、また、米国における過当競争

の結果、最終的に米国のインターネットサービス

は値上がり傾向にある。それに対して日本はおくれていふと言つれまることが、最近は競争が導く

されていなかつたが、最近は競争が導入をされてもむしろ低廉化の傾向にある。こういう点で

内外格差は急速に是正をされ、日本のインター

ネット環境も進んできている、このような  
あるわけでござります。

○浅尾慶一郎君 ニューヨークが値上げというの

は、ちょっと私の理解では、ニューヨークはたしかに通話料が圧倒的に高いと言つていいかも知れぬ。

が通話料が従量制と書かれていましたけれども、これは電話を、一通話幾らという計算のはずですか

ら、ずっとかけ放しであっても、常時接続して

いでも加算されないと云はずではなかつたかたと思ひます。もし違えば、それは否定していた

いて結構なんですが。

そこで、質問は、先ほど音声通信とデータ通信

といふお詫をいたしましたけれどもテレ外通信といふものに関しては、これはやはりユニバーサル

ルサービスというふうに考るべきなのか、いや、これはそうではなくて、競争政策と言うとあれでしようけれども、できるところから定額でやつていく方がいいと。現状のISDNなんかはできるところからやっているということなんだと思いませんけれども、全国あまねくISDNサービスが提供されているというふうには理解をしておりませんので、その点についてお伺いしたいと思います。

○副大臣(小坂憲次君) ただいま申し上げましたニューヨークの例は、これは基本料金部を除いたいわゆるインターネットの常時接続料金部分の比較でございます。

○副大臣(小坂憲次君) ですから、ニューヨークの場合、一通話つなぐとそのままであるという場合にはこの部分が除かれておりますが、大体千数百円部分の、例えばニューヨークの場合、DSLにいたしましてもアナログ通話にいたしましても一千五百五十五円分の基本料金がかかるております。この基本料金の上に現在六千円ぐらいのインターネット定額接続料金というものが乗っかっているので、その部分を比較して今申し上げたわけでございます。

日本も基本料金的にはそんなに大きな差はございませんので、足しましてもそんなに大きな違いにはなりませんが、いずれにしろ、インターネットということで比較しますとそんなような比較がよろしいかと思ってお答えをいたしました。

また、ISDNは、デジタル交換機が日本の場合はほぼ全域に普及をいたしておりますので、各地域でISDNサービスというのが今可能になっております。そういう意味では、ISDNの定額料金サービスというものはほぼ全域で提供可能であります。が、一部地域におきましては、使っている電話線の質が適切でないという、非常に古いといふものを使っている場合には漏話の問題が起きたために提供できないという地域があるようですが、基本的に定額サービスは拡大できるような環境整備が進んできていると思います。

ただ、今おっしゃった御質問がISDNで全國

ができるのかという点であれば、今申し上げたよ

うなところで、ほぼ一部の例外を除いてそれは拡大可能であろう。DSLサービスにつきましては

まだ非常に限定をされている、このように認識をいたしております。

○浅尾慶一郎君 それでは、質問の後段のデータ通信について、ユニバーサルサービスと理解するのか、それとも、いやそうじゃない、これは革命なんだからできるところからやっていった方がいいというふうに考えたらいいのか、その点について伺いたいと思います。

○副大臣(小坂憲次君) いわゆるユニバーサルサービスといふに於ける場合は、これは全国あまねく利用者の皆さんが必要とされているサービスであることが前提だと思うわけであります。

また、そのユニバーサルサービスは認定する場合に二つの側面があると思うんですね。要するに、普及が進んできてだれもがもう使える環境になってきているのに一部の地域にまだそれが普及していない、これをユニバーサルサービスとしてその部分の普及を進めるべきだ、あるいは逆に、このサービスは本来生活の基本となるべきサービスなので、その普及率がどうであるとこれをそのままにしていくことになります。

しかし、私どもは、現在、インターネットを例にとって考えますと、世帯普及率は現時点で三四・〇%、これは平成十二年末でございますが、四〇%になるとどまっておりまして、インターネットの高速インターネットといいましてもユニバーサルサービスとするとにはどの程度の伝送速度を基準としたサービスとするにはどうぞおきませんように、通信・放送融合技術というような技術開発を対象としているものの場合には助成金を交付するというようなスキームの方が適している、このように考えておられるところでござります。

○浅尾慶一郎君 出資や債務保証ということと助成金はそういうことだと思うんですが、そうではなくて、開発をした人に税制優遇的なことをする

この世界でどの時点で認定をしていくかというの

が非常に難しい環境にあります。

その意味で、現在の普及率等を尺度として判断をいたしますと、現時点ではまだ時期尚早ではないか、このように考えておりまして、今後、委員の御指摘のように、インターネットについてデジタルデバイドが発生しないよう努めながら、近い将来においてユニバーサルサービスとなること

が期待される次世代のサービスについて、過疎地等に対しては公的な助成も考えるような形でこれ等を検討してまいりたい、このように考えております。されども、そういうところがかえって今は民間の方々がリスキーなものですからなかなか立ち上がりにくいという部分がございます。また、そういうふうな状況で、そのまま法的な話について伺わせていただきたいと思います。

○浅尾慶一郎君 では、少しうまく話をしてみたいと思います。通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案の中で、さまざまな技術開発に対して助成を行えるようにしていけることなんですかとお聞きいたしましたのは、これからIT社会に移行する中において、従来のいわゆる本当の基礎技術ではなくて応用的な技術で実用化に近いところなんです

○副大臣(小坂憲次君) 私どもの考え方、いわゆる出資や債務保証というスキームは、例えば通信・放送で新規事業をスタートさせる、その資金の調達をするための出資のように、事業に対する行われる支援措置を出資や債務保証という形でやるが適当だらうと考えておりますので、本法案におけるのが適当だらうと考えておりますので、本法案にございましてはさまざまな面で税制の優遇措置というふうになつておるのか伺いたいと思います。

○副大臣(小坂憲次君) 私どもの考え方、いわゆる出資や債務保証一緒でもいいんですけれども、的なる場合と、税制優遇のような形でやる場合とどういふふうになつておるのかと、そういうことについて教えていただきたいと思います。

○政府参考人(鍋倉真一君) 濟みません。ちょっと探しておりますので、私もその辺の知識がございませんので、手持ちがございましたら発表させていただきたく思います。

○政府参考人(鍋倉真一君) 濟みません。ちょ

うふうになつておるのかと、そういうことについて教えていただきたいと思います。

○浅尾慶一郎君 それでは、出てきた段階でそれはまた教えていただければ結構であります。

もう一つ、この法律案に関して。技術の実験、成果というものは、成果は開発者に帰属して果実が受けるということなんだと思いますが、これも基礎技術であれば当然そういうことはあり得るんだろうと思いますけれども、何と申しますか、ある程度開発助成を受けた事業者がそれによって収益を生むわけありますから、そこで全くその成



○政府参考人(金澤薰君) お尋ねの、一九九五年度から一九九九年度までの間に加入者系光ファイバー網を整備する民間事業者に対しましてそれぞれ、例えばNTTでございますけれども九百二十億円、NCC、トータルでございますが八百九億円、ケーブルテレビ事業者約十七億円、合計千七百五十一億円の超低利融資を実施しているところでございます。いわゆるNTT-Cというものでございます。

また、この融資に対しまして、通信・放送機構からそれぞれ、これは一種の利子補給をやっているわけでございますけれども、NTT約十二億円、NCC約九億円、ケーブルテレビ事業者約千七百万円、合計約二十一億円という利子助成を実施しているところでございます。

○宮本岳志君 前回の法改正のときに、当初五年間の融資額は八百億円程度と、これは答弁であります。今お聞きしたのは千七百五十億ということですから、倍以上に膨らんだということになるんですね。しかも受け取ったのはNTTを初めとする大企業が圧倒的であるということになってしまいます。

それで、衆議院での質疑との重複を避けるために、少し角度を変えてきょうはお伺いをしたいと思います。

○宮本岳志君 一昨日に審議された通信役務利用放送法案と同様に、政府のe-Japan戦略の中に位置づけられているものだと思うんですね。これらの法案は、つまり政府のe-Japan重点計画、この推進に必要だということでお出しになっているか、総務大臣にひとつまず基本的なところを。

○國務大臣(片山虎之助君) e-Japan重点計画がまとまりましたのは三月末でございまして、そのe-Japan戦略は一月の終わり、それはその前の十一月末のIT国家戦略の提言に基づいたものですね。

そういう一連の中で、この二法につきましては、特にアクションプラン、重点計画に基づいています。

いりますと、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成において必要だと。この法案及び法

案に基づく施策として、融合サービス開発促進の研究開発が必要だと、これ、書いております。

それから、もう一つの電気通信基盤充実臨時措

置法の一部改正法案につきましても、同じ計画の世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

と教育及び学習の振興並びに人材の育成というと

ころの施策としまして、加入者系光ファイバー網等の整備支援、専門業務の知識及び技能の拡充のための研修の実施が計画上記載されておりますから、それにに基づいて出したところでございます。

○宮本岳志君 昨年、IT基本法の質疑に立させていただきました。私は、今の政府のIT戦略がやみくもに世界最高水準を目指すインフラ整備にばかり目を奪われたものになっているのではないかと。真に国民に役立つものになっていないのではないかと。国民の福祉の増進や民主主義の発展のためにITをどう役立てていくのかということをしっかりと考へなければIT化の促進にならないという指摘をいたしました。

このIT基本法に沿って今国会に出されている二法案ですので、あれから半年たって、政府がIT基本法の路線でやっていることが本当に世界最高水準のIT化をもたらすものになっているかと

いうことを改めて議論してみたいというふうに思

うんです。

まず、内閣官房IT室にお伺いいたします。今年度の当初予算のうち、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するものとして政府が整理しているものの総額と、金額の多いものから順に分類ごとの額はそれぞれ幾らになっております。

○政府参考人(董井俊博君) 平成十三年度予算におきます高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算の総額について申し上げます。約一兆

九千二百四億円でございます。

分類ごとの額についてのお尋ねでございます

が、金額の大きいものから順に申し上げます。

行政の情報化につきまして約九千二百六十九億円でございます。公共分野における情報通信技術の活用につきましては約三千七百五十四億円でござります。世界最高水準の高度情報通信ネット

ワークの形成の促進、これにつきましては約二千三百九十四億円でございます。その他に分類され

るもの

の推進につきましては約一千五百二十四億円、教育及び学習の振興並びに人材の育成に分類されますものが約八百七十五億円、国際的な協調及び貢献に関するものが約百四十四億円、高度情報通信ネットワークの安全性の確保等に関するものが約

百四十億円、電子商取引等の促進に関するものが約四十二億円となっております。

○宮本岳志君 行政の情報化というのと公共分野における情報通信技術の活用と、これで約三分の一を占めておるわけです。

この二を合わせると、約半分が総務省の予算で占められております。旧郵政省は旧通産省と並んで電子政府の推進の先頭に立ってきた役所ですから、もっともな数字にも見えるわけですから、それで、今答弁された行政の情報化、このうち総務省の分の総額と、そのうちで郵政三事業の特別会計の占める額はそれぞれ幾らになるか、郵政企画管理局長、お答えいただけますか。

○政府参考人(松井浩君) 御指摘の郵貯のATMの購入費、保守費用でございますが、行政の情報化の総務省分に含まれております。

○宮本岳志君 ATMの購入費や保守費も含まれているわけですね。

もちろん、郵貯の会計の範囲内で窓口に最新鋭の機械を入れていくのは当然であり結構なことであります。しかし、今やATMを持たない金融機関などほとんどないわけですから、それを高度情報云々という名前の予算額中に入れてあるというのでは、まあ水増しというふうに言われても仕方がないのではないかと私は思うんですね。

また、郵貯ATMの保守費用については、旧郵政省官僚の天下り先との関係で費用が水増しされているのではないかと、かつて私は質問で取り上げたこともあります。そんな水増しされた分までこの高度情報通信ネットワーク社会の形成のためという額に入っている可能性があるとすれば重大なわけです。

結局、行政機関自体の情報化、近代化ということはあるにしても、これは日本の社会全体のIT化が大いに進むというふうに直ちに考えがたいわけです。つまり、二兆円近いIT予算といつては、その半分は役所が自分で使っているだけの話ではないかと、まずここを感じるわけです。

では、そうでない予算で次、どのようなものが

あるかを見てみたいと思います。

金額で三番目、二千百八十八億の予算を使う世

界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進というものがございます。この二千百八十八

億円の省庁別の内訳はどのようになつておりますか。

○政府参考人(塙井俊博君) 平成十三年度政府予算におきます高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算のうち、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関するものの内訳を申し上げます。金額の多い省から申し上げます。

国土交通省約一千四百億円、総務省約四百四十一億円、文部科学省約九十一億円、農林水産省約五十二億円、防衛省約三億円、一千万円単位のことろを省略させていただきましたが、であります。総額は約一千三百九十四億円ほどになつております。

以上でございます。

○宮本岳志君 二千三百億ほどのうちの二千九十九億と、ほとんどが国土交通省なんですね。国土交通省設置法というのを改めて私読ませていただきました。この高度情報通信ネットワークの形成などといふものは、任務にも所掌事務にも一切ないわけです。結局、国土交通省とその次に農水省というような形で名前が出てくるということは、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成という看板はあるにしても、やっている実態は從来型の公共事業ではないのかという指摘が出てくるのも当然だと思うんです。

それで、国土交通省にきょうは来ていただいておりますので、お伺いをしたい。

国土交通省の今年度予算のうち、光ファイバー収容空間等整備関連ということで四項目の施策があると思います。それぞの種類と金額をお答えください。

○政府参考人(野見山恵弘君) 國土交通省でござります。

道路、河川、港湾につきまして、管理用の光ファイバー及びその収容空間の整備につきまして、平成十三年度国費内示ベースで道路で一千七百八十八億円、河川で六十六億五千円、港湾で十七億五千万円を充てることとしております。ま

た、下水道につきましては、管理用光ファイバー網の整備につきまして二百三十五億円を充てることといたしております。

○宮本岳志君 要するに、この二千五百九十九億のうちの一千八百億というのは、ほとんど丸ごとがこの光ファイバー収容空間のための予算ということです。

組まれているわけです。このうち最も金額の多い情報ボックス関連の資料を受け取っておりますが、この情報ボックスといふのは通信用ケーブルを入れるための土管のようなものであります。これを国道の地下に埋め込んで、回線の敷設を希望する事業者のために開放するというものになつております。要するに、この四事業の予算は、この土木工事、土管を通しての工事であって、建設費であって、研究開発はもちろん光ファイバーなどの通信設備に使われてないということなんですか、国土交通省。

○政府参考人(野見山恵弘君) 委員御案内のところのことかと思いますが、光ファイバー収容空間ネットワークの整備開放につきましては、道路、河川、港湾などの公共施設管理用の光ファイバー及び収容空間を道路地下などに整備して、その収容空間を施設管理に支障のない範囲で民間の通信事業者の方々に低コストで提供するものでございます。

したがいまして、これらの事業には、光ファイバー収容空間を道路地下などに整備する土木工事費、それに加えまして公共施設管理に必要な情報費、それを受けたしますモニターテレビ、各種センサー、光ファイバーあるいは光端局装置などの通信機器、情報の処理、提供を行う演算装置、情報表示装置などの設置工事も含まれております。

○宮本岳志君 ちょっと確認しておきたいんです

が、ということは、つまりこの情報ボックスといふものは道路の管理のために、道路のためにつくっているんであつて、たまたまそこを民間の事業者が使いたいと言えば使わせてあげてもいいけれども、何も民間事業者のためにボックスをつ

くっているわけじゃない、道路をつくっているんだと、そういうことですか。

○政府参考人(大石久和君) 道路の地下に設置いたしております情報ボックスにつきましては、道路の管理用の光ファイバーを収容する空間として、道

路全体から見ますとそれは余り大きな部分ではございませんで、などと答弁したわけですけれども、今見たとおり大半はやっぱりこの情報ボックスも、今見たとおり大半はやっぱりこの情報ボックスは延長二年ほど申し上げたとおりでございますが、二年でございます。

○宮本岳志君 これはIT基本法の審議でも問題になつたんですね。我が党の松本善明議員の質問に、当時の堺屋一郎担当長官は、「この関係の予算全体から見ますとそれは余り大きな部分ではございませんで、などと答弁したわけですけれども、今見たとおり大半はやっぱりこの情報ボックスも、今見たとおり大半はやっぱりこの情報ボックスは延長二年でございます。

○政府参考人(大石久和君) 民間の光ファイバーの利用状況の内訳を見てまいりますと、それぞれ情報ボックスの延長は一者、二者、三者につきまして先ほど申し上げたとおりでございますが、二

者、それぞれ利用している部分の延長はどれだけか、これを国土交通省の方からお答えいただけますか。

きょうは、実は資料三に事前に道路局からいただいた地図をつけておきました。昨年末の時点では、整備された情報ボックスの総延長、そのうちで民間の三者以上が利用している部分の延長、二者及び一者がそれぞれ利用している部分の延長はどれだけか、これを国土交通省の方からお答えいただけますか。

きょうは、実は資料三に事前に道路局からいただいた地図をつけておきました。昨年末の時点では、整備された情報ボックスの延長は先ほど申し上げましたように二百五十キロメートルでございますが、民間の光ファイバー延長としては一千五百キロメートルでございます。

○宮本岳志君 じゃ、この割る方の分母は一回で二百キロと、一四%ぐらい埋まっていると聞こえます。五百八十キロ、一百五十キロ、二百五十キロと足しても千キロぐらいにしかならないんですけれども、これはなぜ計算合わないんですか。

○政府参考人(大石久和君) 民間の光ファイバーの利用状況の内訳を見てまいりますと、それぞれ情報ボックスの延長は一者、二者、三者につきまして先ほど申し上げたとおりでございますが、二

者、それぞれ利用している部分の延長はどれだけか、これを国土交通省の方からお答えいただけますか。

きょうは、実は資料三に事前に道路局からいただいた地図をつけておきました。昨年末の時点では、整備された情報ボックスの総延長、そのうちで民間の三者以上が利用している部分の延長、二者及び一者がそれぞれ利用している部分の延長はどれだけか、これを国土交通省の方からお答えいただけますか。

きょうは、実は資料三に事前に道路局からいただいた地図をつけておきました。昨年末の時点では、整備された情報ボックスの延長は先ほど申し上げましたように二百五十キロメートルでございますが、民間の光ファイバー延長としては一千五百キロメートルでございます。

○宮本岳志君 じゃ、この割る方の分母は一回で二百キロと、一四%ぐらい埋まっていると聞こえます。五百八十キロ、一百五十キロ、二百五十キロと足しても千キロぐらいにしかならないんですけれども、これはなぜ計算合わないんですか。

○政府参考人(大石久和君) 民間の光ファイバーの利用状況の内訳を見てまいりますと、それぞれ情報ボックスの延長は一者、二者、三者につきまして先ほど申し上げたとおりでございますが、二

者、それぞれ利用している部分の延長はどれだけか、これを国土交通省の方からお答えいただけますか。

きょうは、実は資料三に事前に道路局からいただいた地図をつけておきました。昨年末の時点では、整備された情報ボックスの延長は先ほど申し上げましたように二百五十キロメートルでございますが、民間の光ファイバー延長としては一千五百キロメートルでございます。

○宮本岳志君 ちょっと確認しておきたいんです

が、ということは、つまりこの情報ボックスといふものは道路の管理のために、道路のためにつくっているんであつて、たまたまそこを民間の事業者が使いたいと言えば使わせてあげてもいいけれども、何も民間事業者のためにボックスをつ

マートルでございます。

○宮本岳志君 その一万五千九百キロのうち二千二百キロと、一四%ぐらい埋まっていると聞こえます。五百八十キロ、一百五十キロ、二百五十キロと足しても千キロぐらいにしかならないんですけれども、これはなぜ計算合わないんですか。

○宮本岳志君 これがIT基本法の審議でも問題になつたんですね。我が党の松本善明議員の質問に、当時の堺屋一郎担当長官は、「この関係の予算全体から見ますとそれは余り大きな部分ではございませんで、などと答弁したわけですけれども、今見たとおり大半はやっぱりこの情報ボックスも、今見たとおり大半はやっぱりこの情報ボックスは延長二年でございます。

○政府参考人(大石久和君) 民間の光ファイバーの利用状況の内訳を見てまいりますと、それぞれ情報ボックスの延長は一者、二者、三者につきまして先ほど申し上げたとおりでございますが、二

者、それぞれ利用している部分の延長はどれだけか、これを国土交通省の方からお答えいただけますか。

きょうは、実は資料三に事前に道路局からいただいた地図をつけておきました。昨年末の時点では、整備された情報ボックスの延長は先ほど申し上げましたように二百五十キロメートルでございますが、民間の光ファイバー延長としては一千五百キロメートルでございます。

○宮本岳志君 じゃ、この割る方の分母は一回で二百キロと、一四%ぐらい埋まっていると聞こえます。五百八十キロ、一百五十キロ、二百五十キロと足しても千キロぐらいにしかならないんですけれども、これはなぜ計算合わないんですか。

○政府参考人(大石久和君) 民間の光ファイバーの利用状況の内訳を見てまいりますと、それぞれ情報ボックスの延長は一者、二者、三者につきまして先ほど申し上げたとおりでございますが、二

者、それぞれ利用している部分の延長はどれだけか、これを国土交通省の方からお答えいただけますか。

きょうは、実は資料三に事前に道路局からいただいた地図をつけておきました。昨年末の時点では、整備された情報ボックスの延長は先ほど申し上げましたように二百五十キロメートルでございますが、民間の光ファイバー延長としては一千五百キロメートルでございます。

○宮本岳志君 ちょっと確認しておきたいんです

が、ということは、つまりこの情報ボックスといふものは道路の管理のために、道路のためにつくっているんであつて、たまたまそこを民間の事業者が使いたいと言えば使わせてあげてもいいけれども、何も民間事業者のためにボックスをつ

くっているわけじゃない、道路をつくっているんだと、そういうことですか。

○政府参考人(大石久和君) 道路の地下に設置いたしております情報ボックスにつきましては、道

路の管理用の光ファイバーを収容する空間として、道

路全体から見ますとそれは余り大きな部分ではございませんで、などと答弁したわけですけれども、今見たとおり大半はやっぱりこの情報ボックスも、今見たとおり大半はやっぱりこの情報ボックスは延長二年でございます。

○宮本岳志君 これがIT基本法の審議でも問題になつたんですね。我が党の松本善明議員の質問に、当時の堺屋一郎担当長官は、「この関係の予算全体から見ますとそれは余り大きな部分ではございませんで、などと答弁したわけですけれども、今見たとおり大半はやっぱりこの情報ボックスも、今見たとおり大半はやっぱりこの情報ボックスは延長二年でございます。

○政府参考人(大石久和君) 民間の光ファイバーの利用状況の内訳を見てまいりますと、それぞれ情報ボックスの延長は一者、二者、三者につきまして先ほど申し上げたとおりでございますが、二

者、それぞれ利用している部分の延長はどれだけか、これを国土交通省の方からお答えいただけますか。

きょうは、実は資料三に事前に道路局からいただいた地図をつけておきました。昨年末の時点では、整備された情報ボックスの延長は先ほど申し上げましたように二百五十キロメートルでございますが、民間の光ファイバー延長としては一千五百キロメートルでございます。

○宮本岳志君 ちょっと確認しておきたいんです

が、ということは、つまりこの情報ボックスといふものは道路の管理のために、道路のためにつくっているんであつて、たまたまそこを民間の事業者が使いたいと言えば使わせてあげてもいいけれども、何も民間事業者のためにボックスをつ

それで、実際の利用状況を見ますと、なぜ東京—大阪のような長距離がないかと、こう聞きました。そのような基幹回線を入れるほどの大きな管ではないという答えでもございました。しかし、それならなぜ国道なのかということになるんですね。国道というのは主要な都市間を結んでいます。例外は、稚内のあたりにあつたりとか機場のあたりにあつたり、こんな細切れの線をこんなところへくるこの神経というのも私よくわからないんですけれども。それが、たまたま事業者が使うということになつたら使わせてあげると。これではやっぱり利用率が上がらないのは当然だと思うんです。

昨年八月三十一日付の朝日新聞は、社説で「概算要求　ＩＴなら何でもありか」というタイトルをつけました。この中で、ＩＴ基本法について、ＩＴ名目の公共事業にお墨つきを与えるのではなくと指摘して、むだな公共事業の二の舞への警鐘を鳴らしております。

これは、総務大臣、こういう議論をやった上でお聞きしたいんですよ。まず、インフラ整備あります。公共事業を進めるのではなくて、やっぱり国民の役に立つサービスがどのように供給されるのか、それに行行政がどのようにかかわるのかを考えて、その上でインフラが不足するのであればそのインフラの整備も行うというのが本来の行政のあり方ではないかと私は思うんですけども、大臣、いかがお考えですか。

○國務大臣(片山虎之助君)　これは考え方でいろいろなあれがあると思いますけれども、基本的に私は、委員が言うように、できたインフラは活用されなきゃいけません。ある程度私はインフラといふのは先行的な整備もやむを得ないと思いますけれども、それが余り時間的なあれがあつてはいけませんね。そういう意味で、インフラが先行するのはやむを得ないけれども、やっぱりその活用方策もしっかりとそれについていく、こういうこと

が必要じゃなかろうかと思います。道路の関係は、相当私考えて国土交通省もやつと、そのような基幹回線を入れるほどの大きな管ではないという答えでもございました。しかし、それならなぜ国道なのかということになるんですね。国道というのは主要な都市間を結んでいます。例外は、稚内のあたりにあつたりとか機場のあたりにあつたり、こんな細切れの線をこんなところへくるこの神経というのも私よくわからないんですけれども。それが、たまたま事業者が使うということになつたら使わせてあげると。これではやっぱり利用率が上がらないのは当然だと思うんです。

○宮本岳志君　じゃ、そんなにインフラが足りないのかということを見てみたい。もちろん足りない部分もあると思います。しかし、全体をもつと冷静に見て戦略を立てる必要があると思うんです。

通信インフラについて、マスコミでも最近重要な指摘がされております。ことし一月十四日付毎日新聞は、「光ファイバーすでに大量に余っていいる」というタイトルなんです。これを読むと、東京—大阪間のピーク時の通信量は、電話とインターネットそれぞれ十ギガbps、ビット・ペルセカンドずつですね。これは最新の技術を使えばたった一本の光ファイバーで十分賄える通信量だと。にもかかわらず、光ファイバーがＮＴＴだけでこの区間に四百本以上、ＫＤＤＩや日本テレコムもそれぞれ数十本の光ファイバーを持っている。

この記事では波長分割多重技術について説明、紹介されています。総務省では承知しておると思ふんですけども、どのような技術か御説明いただけますか。

○政府参考人(鍋倉真一君)　波長分割多重、ＷＤＭの技術でございますが、これは一本の光ファイバーに波長の異なる複数の光信号を同時に伝送するという技術でございまして、この技術を用いますと、従来の光ファイバーの通信容量を飛躍的に高めることができ、そういう技術でござります。

○宮本岳志君　先ほどの毎日の社説では、これによって一本の光ファイバー当たり八十ギガbpsの送信ができるようになると書いてあります。この技術 자체が日進月歩でありまして、文献によつては百ギガという送信技術を紹介しているものもあるわけなんです。

それで、昨年、九九年の日経ビジネスの一月二十五日号を見てみますと、この技術で世界の最高水準にあるのはＮＴＴだと書かれています。そして、しかし意外なことにまだ自社網への波長分割多重の採用実績はない。理由は、既設の光ファイバーの通信容量に余裕があるからだが、こいつことを率直に書いてあります。

この先ほどの技術の導入には光ファイバーの両端に置く装置は新たな高度なものを入れる必要があるんですけども、光ファイバーそのものは既に敷設してあるものに手を加えず、そのまま使えるということですね。よろしいですね、技術的な問題。

○政府参考人(鍋倉真一君)　そのとおりです。

○宮本岳志君　つまり、少なくとも主要都市間の回線については今新たな回線の敷設が求められている状況ではないんです。既に敷設されている回線の周辺装置の高度化で十分対応できる。だから、日経コミュニケーションの九九年六月七日付では、当時のＤＤＩの常務が、日本国内の幹線光ファイバーは余っている、こう率直に語つております。

単に今、光ファイバー回線が余っているというだけじゃないんです。このように技術的な前提というものが絶えず変わっていくし、一方で国民のニーズというのも複雑に変化する。だから、日本型の公共事業のように硬直したインフラ整備に突き進むのではなくて、現実をよく見きわめて柔軟な対応をすることが求められております。

そこで、総務省自身が進めているＩＴ関連事業についてお伺いしたい。

総務省が昨年暮れにつくった予算案の説明資料の中に、ＩＴ革命の推進という表題で四つの重点事業が並んでおります。この四つの事業の名称と予算額を金額の多い順に言つただけますか。

○政府参考人(鍋倉真一君)　四つ大きいものから順に申し上げます。

情報通信基盤の整備としまして二百五十一億円、デジタルデバイドの解消としまして百七十億円、それから戦略的研究開発の充実強化としまして七十九億一千五百万円、情報セキュリティ対策の推進としまして三十億九千五百万円となつております。

○宮本岳志君　最も多いのが情報通信基盤の整備なんですね。四つ合計で四百七十億ですから、二百五十億といえば半分以上が基盤整備に充てられることになるんです。この中にはいわゆるアナ・アナ変換費用や研究開発費なども含まれておられますので、全部が公共事業というわけではないんですけども、インフラがやはり重視されているというのは否めない事実だと思います。

そして、今年度の旧郵政省関係部局の予算案で話題を呼んだのは、この分野の事業の一つが初めて公共事業と位置づけられることになったということですね。地域インターネット基盤整備事業、予算額は幾らか。また、昨年度は当初予算に計上されていた額に上乗せして公共事業予備費とさらには補正予算でもこの事業に執行されたと思うが、その額は幾らになっておりますか。

○政府参考人(高原耕三君)　地域インターネット基盤施設整備事業でございますが、一九九九年度の当初予算は九千万円、それから二〇〇〇年度、平成十二年度ですが、その当初予算は三億二千万円、二〇〇一年度、平成十三年度の当初予算は二十一億円でござります。

それから、十二年度の本事業における当初予算以外の予算として、公共事業等予備費で五億円、それから補正予算が百五十四億円措置されたところでござります。

○宮本岳志君　まず、本予算も極めて急激な伸びでございます。特に今年度は公共事業という名前がついて、途端に昨年の六倍以上ということになつておられますけれども、驚くべきは、昨年至つては本予算三億に対して予備費と補正で百六十億、五十倍以上になっているということなんですね。この

—

か。  
昨年度の当初予算三億円というのは、百六十億円  
必要だったにもかかわらず不當に低い、不適切な  
予算だったということなんですか。いかがで

○政府参考人(高原耕三君) 地域情報化について  
は、非常に元来から地方自治体等で要望が強うございました。その金額が、当初予算と今、先生御指摘のように補正等でどういうふうにどのくらいの要望が変わったかということまで具体的な数値は今手元にはございませんけれども、いずれにいたしましても、この地域インターネット事業そのものが平成十年度の補正から始まっておりますけれども、当初から地方自治体で強い要望があつたものでございます。  
○宮本岳志君 では、百六十億円で適切な額だとお考えなんですか。

供たちの情報リテラシーの向上とカリーダーの育成に取り組んでおります。ここでは、地域から募ったボランティアの方々に指導に当たってもらっております。参加した子供たちの中から新たなるリーダーが育っていくというふうになっている。その姿を本当にこの目でしっかりと見ていただきました。だから、この事業が問題だということをきょうは議論したいんじゃないんです。都留市のやつは大変勉強になりました。

そこで、お伺いしたいのは、もし光ファイバの敷設はせずにこのような活動拠点づくりとその教育活動だけに絞った事業をどこかの自治が企画した場合、地域インターネットの事業とて採択されるのか、これを一つお答えいただけますか。

パーを引きりますよというところとそうでないところが出てくれば、当然光ファイバーの敷設と組み合わせた事業の方が優先されるというのは、これはもう常識的な話だと思います。こういう形で、私はやっぱりどうも光ファイバーまずありきという形になつているのではないかと思うんですね。  
きょうは、都留市でもらつてきたこの地域インターネットの資料も資料の四に皆さんにおつけたりあります。このぐるっと円形に各センターや小学校を結んでいるのはこれは百メガという光ファイバーネットなんですよ、このぐるっと円形で結んでいるのは。しかし、この地域インターネットはインターネットとここにつながっているかと、都留文科大学一ヵ所なんですが。ちゃんと書いてあると思います、一・五メガbpsと。外とは一・五メガでしか結ばれていないんですが、中は

で、やっぱりこの光ファイバー一辺倒といいますか優先という形になるわけなんですね。

それで、私、こういう事業をやった財政的な状況も現地で聞いてまいりました。驚いたのは、この事業で地元の都留市も山梨県も白前の財源はほとんど使っていないというふうに説明を受けたことです。これは地方債の起債のシステムに理由があると思うんですけども、このような補助事業を自治体が政府の経済対策として行った場合の取り扱いについて、ひとつ総務省自治財政局からどうのような財政措置になっているか。

○政府参考人(香山充弘君) 御指摘の都留市の事業の場合は、国の補正予算あるいは公共事業予備費で措置されたものでございます。

この補正予算それから公共事業予備費等に係る地方負担というものは、地方財政計画上は財源が

○政府参考人(高原耕三君) 正直に申し上げますと、百六十億円でもまだ積み残しがござります案件がございます。  
○宮本岳志君 これは言い逃れでできないといふか、非常に矛盾した話だと思うんですね。三億円が適切であったとすれば百六十億円はいかにも多いし、百六十億円が適切だとすればむしろこと二十一億円がいかにも少ないということになりますか。

施設整備事業は、地方公共団体等が行う地域で、A-N等の施設の整備に対する支援措置でござい。そこで教育活動を行うだけということで、この点間がネットワークで結ばれていないという場には本事業の対象とはなりません。

○宮本岳志君 例えば、メタルケーブルとかそからブロードバンドでないような非高速の回線結んだ場合でも、じゃこれは採択されるんでか。いかがですか。

これは百メガで結ばれているわけですね。  
外と一・五メガですからタイトでないですか  
と、例えばさつき申し上げたような公衆の場でイン  
ターネットにたくさんのコンピューターが同時に  
アクセスする、そういうときに何か不都合がない  
ですかと言つたら、いやいや別にどうという不都  
合ないですよというお話をありました。そうな  
と、果たしてこのインターネットを百メガとい  
う光ファイバーでつくらなければならないのだろう  
かと。ほかのところはもっと大きな回線でやつて

確保されておりませんので、年度中途で特に必要になってくるということござりますので、その財源は、いわゆる我々は補正予算債と呼んでおりますが、全額地方債を許可し、その元利償還費は後年度交付税に算入するという形で財源措置をするという仕組みをとっております。都留市の場合は、もそのような措置を講じておりますし、この地域インターネット基盤整備事業以外のすべての補正予算で追加されたもの、公共事業予備費に係るのにつきましても同様の財源措置を講じております。

に、全体の予算の枠というのがございますので、非常に強い要望があつても絶対額としてはその都度、その年度年度でいろんな金額になってまいります。  
という実態でござります。

○政府参考人(高原耕三君) 地域インターネットは、ファイバー以外でも、伝送路等、公共施設を、ネットワーク化するときに使う場合は地域ネット事業となります。

た イ 光 結  
いるところもあると聞きました。まだこれ百メートルというのは控え目な方で、もっとすごい回線を使っているところもいっぱいありますということでも聞きましたよ。

私、やっぱり一つ一つの事業が本当に必要なも

○宮本岳志君 これも説明資料を役所からいただいたのを六の資料につけておきましたけれども、こんなことは地方自治の専門家の先生方はもう御承知のとおりだと思うんですけれども、要するに

ビジョンが感じられないですね。適当に三億であつたり百六十億であつたり二十一億でもいいけど、と。

私は、先日、この地域インターネットの実際の姿を見に行ってまいりました。山梨県の都留市に

いと思って、その申請の基準というか交付要綱いうやつをいただいたんですね。なるほど、おしゃるとおり地域LANをつくらなければならぬ、こうなっております。

の、必要でないものというのを見きわめる必要が  
あると思いますし、この事業は私むだとは言い  
ませんよ、先ほど申し上げたように非常によく延  
張つていただいている面があります。ただ、枠が  
できちゃっているわけですよ、この採択の基準と

自治体は腹は痛まないということになつてゐるんですね。しかし、これは政府がやらせたい事業を細かに決めて、そのとおりやるならば全額出すけれども、別のこととしてやるなら自腹でとなるんです。そして、当初予算の五十倍もの

行ってきたんです。私、これを見て非常にいいな  
というふうに率直に思いました。この町では、新  
たにつくった情報未来館というところを拠点に子

が高い、あちらもこちらも申請してくる、去年百六十億もあったと。ことしは二十一億なんですね。やっぱり額に限りがあるわけです。光ファ

いうのが、そして、そういうのを利用した方がとりやすくなるようになつてゐるから、どうしてもこの総務省が示している枠に合わせていく形です。

が  
枠が地方自治体からの申請で埋まっていく。結局、こういう形で誘導されていっているわけなんですね。

これは、繰り返して言いますが、都留の事業がまだだと言っているんじゃないですよ。もちろん、交付税措置をやめるとか交付税を減らせなんということを言うつもりも毛頭ありません。しかし、やり方が硬直的ではないかということを言いたいんですよ。こういうやり方が、結局、地方分権に逆行する結果になるんじゃないのかと。大体、その自治体にとって本当にその事業が必要かどうかを考えずに、ただならば乗っていくということを生むような可能性も否定できないと思います。

○宮本岳志君 予算委員会で今的地方の自治体の事業にむだがないとは言えないといふ。モラルハザードということもあるだろうということでもつと正すべき点があると、それはそう思われませんか。

○國務大臣(片山虎之助君) この都留市の例は私よくわかりませんが、委員もこれは大変よくやっていると、こういう御評価ですから、ありがとうございます。

このインフラネットは大変喜ばれておりまして、ただ私も、予算のつけ方が当初と補正と物すごく額が違いますので、そこはどういうことなのかと聞きました。これは、学校にインターネット利用を促進しようということとタイアップで地域インフラネットを大いに伸ばすそういう事情も一つあつたようでございますので、その点はぜひ御理解を賜りたいと思います。

一般的な補助事業のあり方については、私は、奨励的な補助ができるだけ縮減していく、一般財源に、できれば地方税に変えていくべきだという論者でございますから今後とも進めていきます

○宮本岳志君 時間が参りました。

昨年、鳴り物入りで一<sup>ト</sup>基本法というのをつくりましたけれども、世界最高水準などと威勢はいい

いけれども、政府が実際にやっていることは徒然とほとんど変わっていないのではないかということを私はきょう指摘したわけです。この発想を抜本的に変えることなく一<sup>ト</sup>関連だというのを何かを考えずに、ただならば乗っていくということを終わります。

○委員長(溝手顯正君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、若林正俊君が委員を辞任され、その補欠として佐藤昭郎君が選任されました。

○委員長(溝手顯正君) 他に御発言もないようですが、兩案に対する質疑は終局したものと認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○八田ひろ子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております衆議院より送付の二法案への反対討論を行います。

本法案は、一昨日に審議されました電気通信役務利用放送法案と並んで政府の一<sup>ト</sup>戦略の一環として位置づけられているものです。しかし、政府がI<sup>T</sup>の看板のもとに行っていることは、世界最高水準の通信インフラなどと言葉だけを飾りながら従来型の公共事業のむだ遣いを重ねるものであります。こうしたことへの反省なしに新たな立法を重ねても、国民にI<sup>T</sup>の恩恵が及ぶことにならないことをまず申し上げるものであります。

以下、それぞれの法案について述べます。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案に反対する理由は、この法案がNTTをはじめとする大手の電気通信事業者への優遇制度となつておなり、本来は臨時の措置として行われていつたけれども、本法の期限を延長する理由がないからであります。

この法律によって実施されている利子助成は、加入者系の光ファイバー網を整備するためのものであります。既に、全国の三六%をカバーする光ファイバー網の整備が行われていると言われておりますが、実際に家庭や事務所まで光ファイバーが入る、いわゆるファイバー・ツー・ザ・ホームの利用者は、わずか十七万件にすぎません。これまで敷設されてきた光ファイバーの大半は、電気通信事業者がみずから保有する老朽化したケーブルの張りかえとして敷設してきたものでありました。また、この制度で支援を受けて進められた加入者向けの高速通信サービスは、一部のインターネットのへビーゲーナーのために、事業者もうかるところで行ってきたものであります。

そのため、この恩恵は大都市の住民にしか及んでいません。単に事業者のもうけ口としてこれを受けるための方策こそ求められているものであります。

次に、通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案への反対理由であります。この法案が支援の対象としている通信・放送融合技術の開発は民間が行うべきものでありますし、国費を投じて支援しなければならないほどの重要性も緊急性もありませんからであります。

そもそも、この法案に基づいて支援しようとしているものは、将来広範な応用を生み出すような基礎的な技術の開発ではありません。既に開発されております技術の実用化にすぎません。また、そのために用意される共用システムは、果たして有効に活用されるだけの需要があるのかも疑問であります。結局、I<sup>T</sup>の看板を掲げてむだな施設整備をするだけのことになりかねません。

以上でござります。

右決議する。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(溝手顯正君) ただいま浅尾君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(溝手顯正君) 他に御発言もないようですが、兩案とも到底賛成できるものではないことを申し述べ、討論をいたします。

以上、兩案とも到底賛成できるものではないことを申し述べ、討論をいたします。

○委員長(溝手顯正君) 他に御発言もないようですが、兩案とも到底賛成できるものではないことを申し述べ、討論を終了しました。

これより採決に入ります。

まず、通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(溝手顯正君) 多数と認めます。よって、浅尾君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、片山総務大臣から発言

を求められておりますので、これを許します。片山総務大臣。

○國務大臣(片山虎之助君)　ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(溝手顯正君)　次に、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(溝手顯正君)　多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(溝手顯正君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(溝手顯正君)　次に、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたしました。片山総務大臣。

○國務大臣(片山虎之助君)　電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における電波利用の増加等の状況に応じ、電波の適正な利用の確保を図るため、一定の要件に該当する周波数割り当て計画等の変更に伴う無線設備の変更の工事をする免許人等に対して、給付金の支給等の援助を行うことができるようになるとともに、無線設備の技術基準適合証明制度等において民間能力の一層の活用を図るため、指定証明機関等に係る制度を合理化する等の改正を行おうとするものであります。次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、電波法の一部を改正する法律案

第一に、総務大臣が、一定の要件に該当する周波数割り当て計画または放送用周波数使用計画の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内で、無線局の周波数等の変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする免許人等に対し、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助(特定周波数変更対策業務)を行うことができるとしております。

第二に、総務大臣は、その指定する者に、特定周波数変更対策業務を行わせることができるとしております。

第三に、電波利用料の使途として、特定周波数変更対策業務の追加を行うこととしております。

第四に、指定証明機関及び指定較正機関について、指定の欠格事由のうち民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であることを欠格事由とする要件を廃止する等、指定の基準に係る規定等を整備することとしております。

以上のはか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上のはか、所要の規定の整備を行ふこととしております。

○委員長(溝手顯正君)　御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(溝手顯正君)　次に、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたしました。片山総務大臣。

○國務大臣(片山虎之助君)　電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(溝手顯正君)　以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の三第一項中「各号に」を「各号のいすれにも」に改め、同項第三号を次のように改めを次のように改めます。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて総務省令で定める構成員の構成が技術基準適合証明の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三十八条の三第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前号に定めるもののほか、技術基準適合証明が不公正になるおそれがないものとして、総務省令で定める基準に適合するものであること。

第三十八条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

第三十八条の三第二項第四号を削り、同条の次に次の二条を加える。

(指定の更新)  
第三十八条の三の二 指定証明機関の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間)と  
にその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十八条の二第二項及び前条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

第三十八条の六第一項を削り、同条第二項中「証明員」を「役員又は証明員」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「役員又は」を削り、同項を同条第二項とする。

第三十八条の七第一項中「役員」の下に「(法人でない指定証明機関にあつては、指定証明機関の指

十三条の二において同じ。)」を加える。  
第三十八条の九第一項中「の認可を受け」を「に提出し」に改める。

第三十八条の十四第一項中「第三号」を「第一号」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「該當」を「いずれかに該當」に改め、同項第二号中「第四号」を「第五号」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第三号中「第三十八条の六第三項」を「第三十八条の六第二項」に改める。

第三十八条の十七第五項中「第一項第四号並びに第二項第一号及び第四号」を「第一項第五号」と「に改め、同項第三号中「第三十八条の六第三項」を「第三十八条の六第二項」に改める。

第三十九条の二第二項を次のように改める。  
二 総務大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定期間講習機関の指定をしてはならない。

第三十九条の二第二項を次のように改める。  
一 職員、設備、講習の業務の実施の方法その他の事項についての講習の業務の実施に関する計画が講習の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の講習の業務の実施に関する計画その他の事項についての講習の業務の実施に関する計画が講習の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

三 講習の業務以外の業務を行つている場合は、その業務を行うことによつて講習が不公平になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによつて申請に係る区分の講習の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

第三十九条の二第二項中「第三十八条の三」を削り、「第三十八条の八、第三十八条の九第二項及び第三十八条の十」を「及び第三十八条の八」に改め、「第三十八条の三第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十九条の二第二項」と、同項



線電力の変更(既開設局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内の変更に限り、周波数の変更につては割当変更周波数の範囲内の変更に限る。)をすることが可能なものであること。

（指定周波数変更対策機関

**第七十一条の三** 総務大臣は、その指定する者（以下「指定間接変更対策機関」という。）に、

特定周波数変更対策業務を行わせることができ

指定周波数変更対策機関の指定は、特定周波

数変更対策業務を行う周波数割当計画等の変更ごとに一限り、特定周波数変更対策業務を行

おうとする者の申請により行う。

、総務省が目録に掲載する文部省の指定周波数変更をしたときは、当該指定に係る特定周波数変更

対策業務を行わないものとする。

第一項の規定により指定周波数変更又策機開  
が行う特定周波数変更対策業務に係る給付金の

支給に関する基準は、総務省令で定める。

指定居済数変更等機関は、総務省令で定めることにより、総務大臣の認可を受けて、特

除く)の一部を他の者に委託することから考  
る。

6 指定周波数変更対策機関は、特定周波数変更

対策業務に關し必要があると認めるときは、給付金の交付の決定を受けた者から、必要な事項

に關し報告を徵することができる。

指定周波数変更対策機関は、毎事業年度、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目

録を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に

紹務大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

8 指定周波数変更対策機関は、特定周波数変更

い。  
対策業務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と特定周波数変更対策業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

総務大臣は、予算の範囲内で、指定周波数変更対策機関に対し、特定周波数変更対策業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。  
この条に定めるもののほか、指定周波数変更対策機関の財務及び会計に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第三十八条の四、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の十から第三十八条の十五まで、第三十九条の二第四項(第四号を除く)、第四十六条第四項、第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三の規定は、指定周波数変更対策機関に準用する。この場合において、第三十八条の四第一項中「指定に係る区分、技術基準適合証明の業務を行ふ事務所の所在地並びに技術基準適合証明の業務」とあらるのは「特定周波数変更対策業務を行ふ事務所の所在地並びに特定周波数変更対策業務」と、同条第二項、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の十一、第三十八条の十二第一項、第三十八条の十三第一項、第三十八条の十四第二項及び第三項並びに第三十八条の十五中「技術基準適合証明の業務」とあり、第三十八条の十中「職員証明員を含む。」とあるのは「職員」と、同条第一項中「役員(法人でない指定証明機関にあつては、指定証明機関の指定を受けた者。次項並びに第百十一条の二及び第百十三条の中において同じ。)」とあるのは「役員」と、第三十八条の十四第一項中「第三十八条の三第二項各号(第二号)とあるのは「第四十六条第四項各号(第三号)と、同条第二項第一号中「この章」とあるのは「第四十七条の三若しくは第七十一条の三第五项」、第七項若しくは第八項の規定又は第七十一条の三第十一項において準用するこの章」と、同項第二号中「第三十八条の三第一項各号(第五号)とあるのは「第三十九条の二第四項

各号(第四号)と、同項第三号中「第三十八条の二第二項」とあるのは「第四十七条の二第三項」と、第三十八条の十五第一項中「第三十八条の二第二項」とあるのは「第七十一条の三第三項」と、第三十九条の二第四項及び第四十六条第四項中「第一項の申請」とあるのは「第七十一条の三第二項」とあるのは「第七十一条の三第三項」と、第三十九条の二第四項第三号中「講習が」とあるのは「特定周波数変更対策業務が」と、第四十六条第四項第三号中「第四十七条の四」とあるのは「第七十一条の三第十一項」と、第四十七条の二第三項中「役員又は試験員」とあるのは「役員」と、「第四十七条の四」とあるのは「第七十一条の三第十一項」と読み替えるものとする。  
(給付金の交付の決定を受けた免許人の義務等)  
第七十一条の四 特定周波数変更対策業務に係る給付金の交付の決定を受けた免許人は、遅滞なく、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請しなければならない。  
2 前二条の規定は、総務大臣が、第七十一条第  
一項の規定に基づき既開設局の周波数又は空中  
線電力の指定を変更することを妨げるものでは  
ない。  
第九十九条の十一第一項第一号中「第二百二条の十八第五項」を「第二百二条の十八第八項」に、「試験員」を「試験事務の実施」に改め、「通信連絡」の下に、「第七十一条の三第四項(給付金の支給基準)」を加え、同項第二号中「第三十八条の六第三項(第  
四十七条の一及び第二百二条の十八第五項)」を「第三十八条の六第二項(第二百二条の十八第八項)」に、「指定試験機関若しくは指定較正機関の役員、証明員、試験員若しくは較正員の解任の命令又は「を」の証明員若しくは指定較正機関の較正員の解任の命令」に、「第三十九条の二第五項、第  
四十七条の二、第一百二条の十七第六項及び第二百二条の十八第五項」を、「第三十九条の二第六項、第  
四十七条の四、第七十一条の三第十一項、第二百二条の二第二項(第二百二条の十八第八項)」に改め、  
「指定講習機関、指定試験機関の下に」、「指定周

波数変更対策機関」を加え、「指定の取消し、」を「指定の取消しの処分、第四十七条の二第三項(第三項)の三第十一項において準用する場合を含む。」の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関の指定」を加える。  
第九十九条の十二第六項中「第二十八条の六第三項、第四十七条の二及び第一百一条の十八第五項」を「第三十八条の六第二項(第二百二十二条の十八第八項)に改め、「指定試験機関又は指定較正機関」を削り、「役員、証明員、試験員又は較正員(以下この項において「役員等」という。)」を「証明員の解任の命令若しくは指定期間に対するその較正員の解任の命令又は第四十七条の二第二項(第七十一条の三第三十一項において準用する場合を含む。)の規定による指定試験機関に対するその役員等」を「当該証明員、当該較正員、当該役員又は当該試験員」に改める。



適用については、なお従前の例による。

(郵便振替法の一部改正)

第三条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「第一百二条の二第一項」を「第一百二条の二第二項」に改める。

平成十三年六月七日印刷

平成十三年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局